

## 債権者集会非招集型の管財手続について（ご案内）

令和3年3月15日

横浜地方裁判所第3民事部破産管財係

本庁においては、令和3年3月中旬より、従来の債権者集会を開催する方式（招集型）の管財手続に加えて、債権者集会及び免責審尋期日を開催しない方式（非招集型）の管財手続の運用を、本格的に開始いたします。

一般的に、招集型とは次のような点が異なるとされています。

### 1 債権者集会のために裁判所に出頭する必要がなくなります。

※ 裁判所が必要と判断した場合には、債権者集会を開催する方式に切り替えられることがあります。

※ 債権者集会を開催しないからといって、破産者の説明義務が軽減されるわけではありません。

### 2 債権者集会を招集する方式よりも、事件終了までの期間が2か月程度長くなります。

### 3 官報公告料が1回分（現行料金で4816円）、多く必要となります。

管財事件の申立てを検討されている代理人におかれては、このような特徴を考慮に入れた上で、非招集型手続の希望の有無をご検討ください（ただし、非招集型の手続を実施するかは、財団の規模や債権者の数・性質などの事情を踏まえて判断されるため、希望に沿えない場合があります。）。